

全日制課程保護者 様

京都府立朱雀高等学校
校 長 塩川 拓司

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

平素は本校の教育活動に、御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで感染症法上の位置づけが5類へと移行することとなり、これまで3年余りに及んだ感染症対策も一つの節目を迎えることとなります。この間、様々な制約があるにも関わらず、本校の教育活動に御理解、御協力をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。

5類移行後は、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、生徒が安全・安心な環境の中で充実した学校生活を送ることができるよう下記のとおり対応して参りますので、御家庭におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 感染症対策等について

- 毎朝の健康観察を心がけ、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに、自宅で休養するよう御協力をお願いします（出席停止として措置する状況は下記「2」に示しています。特別な状況がある場合は学校に御相談ください。）。
- 適切な換気や清掃による清潔な空間の確保に努めるとともに、手洗い等の手指衛生や咳エチケットを励行します。
- マスクの着用を求めないことを基本としますが、登下校時（通勤ラッシュ時）等混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合等は、マスクの着用を推奨します。
- 十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を心がけ、身体全体の抵抗力を高めるよう指導します。
- 学校医やスクールカウンセラー等とも連携しながら、生徒の心身状況の把握や心のケアに努めます。
- 感染者やその家族等及びマスク着用やワクチン接種の有無に対する偏見・差別・いじめ・誹謗中傷等が生じないよう、人権尊重の視点に立った指導を継続します。
- 医療的ケアを必要とする生徒や基礎疾患がある生徒については、主治医の見解を保護者に確認し、学校医等とも相談しながら対応を検討します。

2 出席停止措置の取扱いについて

- 生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は出席停止とします。出席停止の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。感染が判明した場合には速やかに下記まで御連絡ください。
- 生徒本人が感染した場合のほか、同居の御家族が感染し生徒本人にも発熱・咽頭痛・咳等の普段と異なる症状がある等のように生徒本人が感染している疑いが強くある場合や、クラス内や部活動内で罹患者が急増している等のように感染する恐れが高まっている場合に、出席停止の措置を講じることがあります。お気づきのことがあれば学校に御相談ください。

【連絡先（学校電話番号）】 075-841-0127 （ただし、平日の8:30～17:00）

3 その他

今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途連絡いたします。